

食都神戸関連事業総合運營業務 仕様書

1. 業務名称

食都神戸関連事業総合運營業務

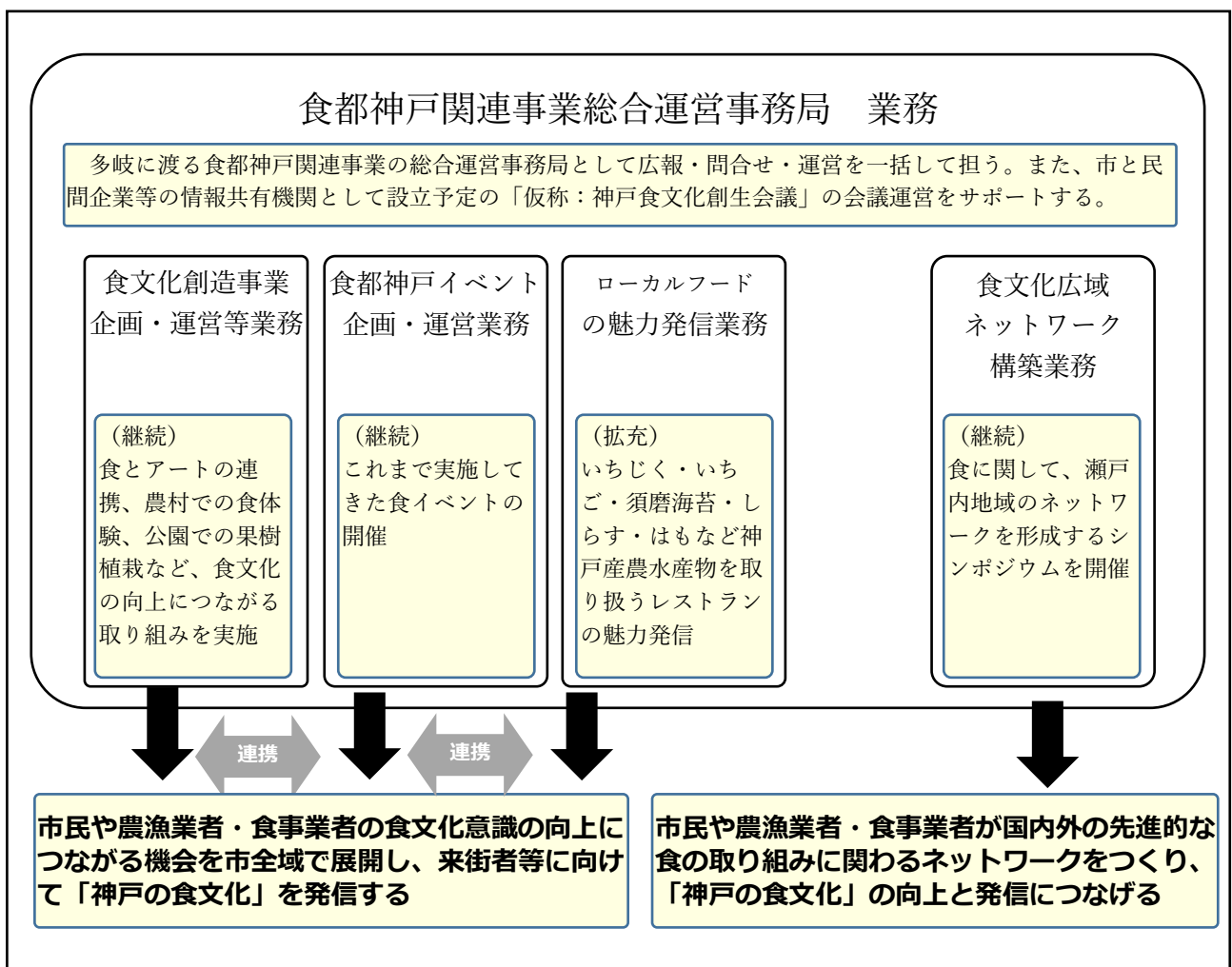
2. 業務目的

神戸市は、人口 150 万人を抱える大都市でありながら、北部・西部には農業生産額で近畿圏第 3 位を誇る農業地域（里山）、南部には瀬戸内海で営まれる漁業地域を有している。また、豊かな食材に加え、都心は港町として交易を中心に栄えてきた経緯から、独自の多様な食文化が醸成されている。

神戸市では、2015 年から、この都市地域と農漁業地域が近接した神戸独自のポテンシャルを最大限に活用し、神戸産農水産物を使用した飲食店等の拡大、里山の木材や環境を活用した商品開発など、農を活用した食ビジネスを市内全域に展開し、国内外に発信する戦略として「食都神戸」を掲げ、世界の人々が集い、食で賑わう食文化の都の創造をすすめている。

本業務では、多岐に渡る食都神戸関連事業を総合的に運営する事務局を設置するとともに、民間事業者の斬新なアイデアの提案により、複数の事業を横断的に連携することを目的に、民間事業者への委託を行うものである。

3. 食都神戸関連事業の全体概要



4. 業務内容

(1) 食都神戸関連事業総合運営事務局業務

- ① 4 (2)以降の食都神戸関連事業に係る広報・問合せ窓口・運営を一括して担当する。
- ② 各事業を総合的にPRするホームページ (<https://www.gastropoliskobe.org/>) (以下「食都神戸HP」という。)を運営・管理する。

○運營業務

食都神戸の魅力を発信するためのPRコンテンツを必要に応じて収集、制作し、プロモーションすること。また、SNS、紙媒体など各コンテンツへの誘導に効果的な施策を併せて実施すること。

- ・情報の掲載対象は食都神戸関連事業及び市が直接実施する食都神戸事業（ファーマーズマーケットの拡大等）を含む。
- ・令和2年度に方向づけられる「食都神戸ビジョン（仮称）」について、「食都神戸HP」で広報すること。

○管理業務

サーバーを含めた動作環境の保守、セキュリティメンテナンス

- ・ハードウェア等の経費（レンタルサーバ利用料等）は当委託契約に含む。
- ・ドメイン、SSL証明書、ホスティングサービスについて現在本市が運用しているものを引き続き利用するものとする。
- ・本業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を本市が認める場合には、受託者の責任者は、本市の求めに応じこれと協議を行い、合意した対策をとること。
- ・「安全なウェブサイトの作り方」、「神戸市情報セキュリティ対策基準」、「神戸市 ホームページ作成事業者用ガイドライン」（以下のウェブサイトに掲載されている最新版）に準拠し、「ホームページサーバ等確認チェックリスト」が常に「はい」となる状態及び「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリスト」が常に「対応済」又は「対応不要」となる状態に保つこと。また、チェックリストが常時「はい」及び「対応済」になるようにどのような保守を行っているのか、半年に1回程度レポート（任意様式）で報告すること。

<安全なウェブサイトの作り方>

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

<神戸市情報セキュリティ対策基準>

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/protection/index.html>

<神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン>

http://www.city.kobe.lg.jp/other/arukikata/web_accessibility/guideline.html

- ・ウェブサイトを通じて届いた問合せは受託者で対応すること。
- ・本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本事業終了日までに本市が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継に伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のペー

ジやコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

- ③ 既存の SNS (Facebook、Instagram) を使用して随時コンテンツをアップすることにより、食都神戸の魅力や取組について発信すること。
- ④ 食都神戸の推進にあたり、市と民間事業者等間の情報共有機関である「仮称：神戸食文化創生会議」について、定期的な会議運営にかかる補助業務（日程及び場所の調整、開催案内及び出欠管理、当日資料及び議事録の作成など会議に付随する事務）を行う。

(2) 食文化創造事業企画・運営等業務

神戸市民、市内の農漁業者、食関連事業者の食文化に対する意識を向上させ、来街者をはじめ国内外から広く共感を得るため、以下①～③の事業を企画・実施する。

①エディブルパーク

都市部の市民が農や食を体験する場を通してコミュニティを醸成することを目的として、市内の都市公園を活用し、誰もが自由に食べられる果樹の植栽等や農園づくりを行う。

- ・市街地における都市公園を想定し、実施可能な場所も含めて提案すること。
(兵庫区はすでに実績があるため、事業の広がり観点から他の地域での実施が望ましい)

②クリエイターとの連携

建築やアートなど多様なジャンルのクリエイターと連携し、新たな視点で発信することで、「神戸の食」や産地としての魅力を体験する機会づくりを行う。

- ・10月または11月を「神戸の食文化を考える月間」とし、期間内に実施することを想定して提案すること。

③ウェブアプリを活用した広報

①を中心としたアーバンファーマーミング、または②の広報媒体として、「KOBE Urban Farming」(<https://kobeurbanfarming.jp/>)ウェブアプリを管理運営する。

- ・発信内容のコンセプト、概要を提案すること。

(3) 食都神戸イベント企画・運營業務

「食」や「食文化」、「農」をテーマに、都市と産地をつなぎ、地域の食文化を考えるイベントを年1回行う。

- ・10月または11月を「神戸の食文化を考える月間」とし、期間内に実施することを想定して提案すること。
- ・これまでの実施内容（参考参照）との連続性を配慮した提案とすること。
- ・開催日数は1日以上とし、開催場所は都市部を想定して提案すること。

(参考) 食都神戸 DAY 「Farm to Fork」

開催時期：10月下旬～11月上旬

開催場所：東遊園地（令和3年度は工事のため使用不可）

開催日数：2～3日（前夜祭含む）

(4) ローカルフードの魅力発信業務

「市内の飲食店等を中心に、参加店舗が旬の神戸産農水産物を使用してオリジナルメニューを開発し、期間限定で提供又は販売する」企画を運営し、情報発信を行う。

- ・農水産物は、いちじく・いちご・須磨海苔・しらす・はもの5品目を必須とし、

追加品目として野菜 1 品目を提案すること。

- ・農水産物の受発注と納入体制について、JA 兵庫六甲や神戸市漁協など、生産者団体と事前調整を行うこと。
- ・市内の青果店や小売店等の農水産物の取扱店舗の情報を収集し、参加店舗に情報提供すること。
- ・参加店舗及び取り扱い店舗の情報をイベント情報と合わせて整理し、地図情報（Google Map 等）と連動したプロモーションを実施する。また、市民ライター、プロのライターの双方を起用し、アナログ・デジタル両媒体でPRすること。
- ・幅広い店舗が参加でき、かつ、企画終了後も継続的な取引につながる方法を提案すること。

(5) 食文化広域ネットワーク構築業務

瀬戸内地域における食に関する先進的な取り組みや、食に関する地域課題を民間事業者等で共有し、相互の地域における食文化の向上に資するためのネットワークの形成を目指して、以下の会議等を企画・実施する。

- ・平成 29 年度に神戸で始まった「瀬戸内経済文化圏(神戸、大阪、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分)」や瀬戸内地域で活躍する食関係の実業家、クリエイター、生産者等と連携し、食の観点から瀬戸内エリアとのネットワークを形成するための企画を行う。
- ・瀬戸内国際芸術祭など瀬戸内エリアの活動との将来的な連携も視野に入れた企画を提案すること。

5. 本市との調整

(1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

- ①本業務に係る進捗状況を毎月報告すること。
- ②本業務を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。
- ③事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
- ④その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 打ち合わせ

- ①業務遂行にあたり、本市と月 2 回程度の定期的な打ち合わせ（オンライン可）を行うこと。
- ②本市との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに本市に提出すること。

6. 業務実施時期のイメージ

業務内容	時期
(1) 食都神戸総合運営事務局業務	5 月～3 月
(2) 食文化創造事業企画・運営等業務	8 月～3 月
(3) 食都神戸イベント企画・運営業務	10 月～11 月
(4) ローカルフードの魅力発信業務	5 月～3 月
(5) 食文化広域ネットワーク構築業務	9 月～2 月

注:本市と協議のうえ、上記と異なるスケジュールでの実施は可能とする。

7. 委託契約金額の上限

上限 33,000,000 円（税込）

※なお、次の業務については、本市の想定費用を見積提案の参考とすること。

業務内容	想定費用
(1) 食都神戸総合運営事務局業務 のうち、「食都神戸ビジョン（仮称）」の発信	2,000 千円
(2) 食文化創造事業企画・運営等業務	11,000 千円
(3) 食都神戸イベント企画・運営業務	8,000 千円
(5) 食文化広域ネットワーク構築業務	2,000 千円

8. 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日

9 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等に当たるものとする。
- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。なお、広報イベントの企画・実施、運営する際のスタッフ等についても、受託者で準備すること。
- (3) (1) 及び(2)は、契約締結日から令和4年3月31日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

10 業務の引継について

令和4年度も継続する事業については、受託者は業務終了後、次の受託者に必要事項の引継を行い、途切れることなく事業を継続できるようにすること。また、引継にかかる経費は委託料に含むものとする。

11 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

- (4)受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5)本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6)上記(1)から(5)の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7)その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

12 委託事項の遵守・守秘義務

- (1)受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2)受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

13 その他留意事項

- (1)本事業は、国あるいは兵庫県の交付金を活用する予定であり、事業の実施にあたっては次の事項に留意すること。
 - ① 国、兵庫県、神戸市が行う当該事業に関連する広報、情報提供、事業のフォローアップ調査等について協力すること。
 - ② 業務の経理に関する帳簿について、令和9年3月31日まで保存すること。
 - ③ 事業の実施に伴って収入が生じる場合は精算が必要となるので注意すること。
- (2)受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3)災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (4)受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (5)受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあっては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6)提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と落札者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。